

那須塩原市地域福祉計画 (素案)

平成19年 月

那須塩原市

はじめに

平成 年 月

那須塩原市長

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の背景	1
2. 国における保健福祉分野での取り組み	2
3. 地域福祉計画の目的と位置づけ	3
4. 那須塩原市地域福祉計画策定の目的	4
5. 那須塩原市地域福祉計画の位置づけ	4～
6. 那須塩原市地域福祉計画の実施期間	6
第2章 本市の状況	7
1. 人口の状況	7～
2. 福祉関連の状況	10～
第3章 計画の基本的な考え方	16
1. 地域福祉計画の基本理念	16
2. 地域福祉計画の基本目標	16
3. 地域福祉計画の施策体系	17
第4章 施策の展開	18
基本目標1 支え合い助け合いの地域づくり	18～
基本目標2 地域福祉を担う人づくり	23～
基本目標3 利用者本位のサービスづくり	26～
第5章 計画の推進に向けて	31
1. 協働による計画の推進	31
2. 関係機関における計画推進体制の充実	31
3. 計画の評価と見直し	31
参考資料	
地域福祉計画策定の体制	略
地域福祉計画策定委員会設置要綱	略
地域福祉計画策定委員名簿	略
地域福祉計画策定委員会等の経過	略
地域福祉に関する市民意識調査結果報告書(案)	資料1

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の背景

わが国では、本格的な人口の減少、少子高齢社会の到来、バブルの崩壊とともに低成長に入った経済、雇用問題など、大きな社会情勢の変化に直面しています。

行政では、高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉に係る施策の推進に努めていますが、市民の生活ニーズは多様化、増大化しており、従来の公的なサービスのみでは対応できなくなってきました。

それぞれの地域社会に目を向けると、都市化や核家族化また生活習慣や価値観の多様化により、かつてのような住民相互の社会的なつながりが希薄に、また家庭や地域で支え合う力が弱まりつつあり、生活不安やストレスの増大、自殺やホームレス、孤独死、家庭内暴力、虐待、いじめ、一人暮らし世帯の増加、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

戦後の社会福祉制度の確立から半世紀がたち、また少子高齢化をむかえる状況の中で、従来の「福祉は行政が行う」という考え方では、増大し多様化する福祉ニーズに対応することが難しくなってきました。

そのような状況を反映して、平成9年に国の社会福祉基礎構造改革が始まりました。そこで示された理念は、生活上のさまざまな問題に、社会連帯の考え方に立った支援を行い、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、年齢や障害の有無にかかわらず、その人らしく安心して生活が送れるように自立を支援することが、これからの社会福祉の目的であり、また社会福祉の基礎となるのは、「他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神である」というものでした。

この改革は、これまでの社会福祉に共通基盤となっていた制度の見直しを行い、利用者の立場に立った社会福祉制度の実現や、時代の要請に応える福祉サービスの充実を目指し、ながらく続いた福祉の枠組みを大きく変えるものになりました。

この改革の一つとして、象徴的なものが、「措置から契約へ」の転換といえます。保育園の入所措置制度が改められ、次いで介護保険制度及び障害者福祉における支援費制度の導入により、福祉サービス利用者が福祉サービス提供者と契約により対等な関係を築き、福祉サービスを選択することで、より身近な地域でより柔軟な福祉サービスの提供を目指すものです。

この改革のもうひとつが、地域福祉の推進です。これまで高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉のような対象者別に分かれていた福祉の考え方を、横断的あるいは統合的に推進しようとする新しい考え方です。平成12年にこれまでの「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、その第4条において地域福祉の推進が位置づけられました。

2. 国における保健福祉分野での取り組み

○高齢者施策について

健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごすことのできる明るい活力に満ちた長寿福祉社会の構築を目指し、寝たきり等介護を要する状態になっても、地域で暮らし続けることを選択できる施策の推進が図られてきています。

- 平成元年12月 「高齢者保健福祉推進10か年戦略(ゴールドプラン)」策定
- 平成 6年12月 「高齢者保健福祉推進10か年戦略の見直しについて(新ゴールドプラン)」策定
- 平成 9年12月 「介護保険法」成立
- 平成11年12月 「今後5年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)」策定
- 平成12年 4月 介護保険制度施行

○障害者施策について

障害の有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重しあう社会（共生社会）の実現のため、障害者が自立した生活を送れる施策の推進が図られてきています。

- 平成 5年 3月 「障害者対策に関する長期計画」策定
- 平成 5年12月 「障害者基本法」成立
- 平成 7年12月 「障害者プラン(障害者対策に関する新長期計画の重点施策実施計画)」策定
- 平成14年12月 「障害者基本計画」策定
- 平成15年 4月 支援費制度施行
- 平成18年 4月 障害者自立支援法施行

○児童・子育て対策について

少子高齢化の進むなか、児童と家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、地域社会全体で子育てを支える施策の推進が図られてきています。

- 平成 6年12月 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」、「緊急保育対策等5か年事業」策定
- 平成11年12月 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」策定、「緊急保育対策等5か年事業」見直し
- 平成15年 3月 「次世代育成支援に関する当面の取組み方針」

○社会福祉基礎構造改革

平成12年には、社会福祉事業法等の改正が行われ、介護保険法等の個別福祉施策の改革の流れを受けて、次の7項目からなる社会福祉基礎構造改革がスタートしました。

- ① サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
- ② 個人の多様な需要への地域における総合的支援
- ③ 幅広い需要に応える多様な供給主体の参入促進
- ④ 信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
- ⑤ 情報公開等による事業運営の透明性の確保
- ⑥ 増大する費用の公平かつ公正な負担
- ⑦ 住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

3. 地域福祉計画の目的と位置づけ

地域福祉計画とは、さまざまな生活課題にきめ細かく対応するため、福祉サービスの利用しやすい環境づくりや地域全体で取り組む仕組みづくりなどを進めるために策定する計画です。

この計画を策定し実行していくことによって、市民や地域の団体、福祉サービス事業者などの地域のさまざまな活動主体がより自分の地域に関心を持ち、お互いに助け合い、支え合うような受動的な関係づくりを推進することが求められます。

社会福祉法では、地域福祉計画について次のように規定されています。

〈参考〉地域福祉計画関連条文（社会福祉法（平成12年6月改正）より抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関係する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4. 那須塩原市地域福祉計画策定の目的

地域福祉の推進が求められるようになった背景、課題などをふまえ、行政による高齢者、障害者、子どもといった福祉の対象別の対応、あるいは「福祉サービスの受け手は、市民。福祉サービスの提供者は、行政や事業者。」といった現状の意識を改革し、福祉課題を地域の主要な生活課題としてとらえ対応する仕組みを市民と行政とが協働してつくりあげる必要があります。

このことから、市民一人ひとりが、住み慣れた地域での支え合いにより安心して豊かな生活を送るために、市民や地域の団体、社会福祉の事業者などが地域全体で福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした地域福祉を行政とともに推進することを目的とします。

5. 那須塩原市地域福祉計画の位置づけ

(1) 上位計画に基づく計画

本計画は、那須塩原市総合計画基本計画における地域福祉の分野に関する施策「地域福祉の充実」を具体化する計画です。また、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」に位置づけられます。

〈参 考〉

那須塩原市総合計画基本計画(前期) 『Ⅲ-1 地域福祉の充実』

1. 市民主体の地域福祉の推進

- ①地域福祉の推進
- ②地域福祉活動への市民の参加促進

2. 尊厳をもって共に生きる社会づくり

- ①権利擁護の充実
- ②相談・支援体制の整備

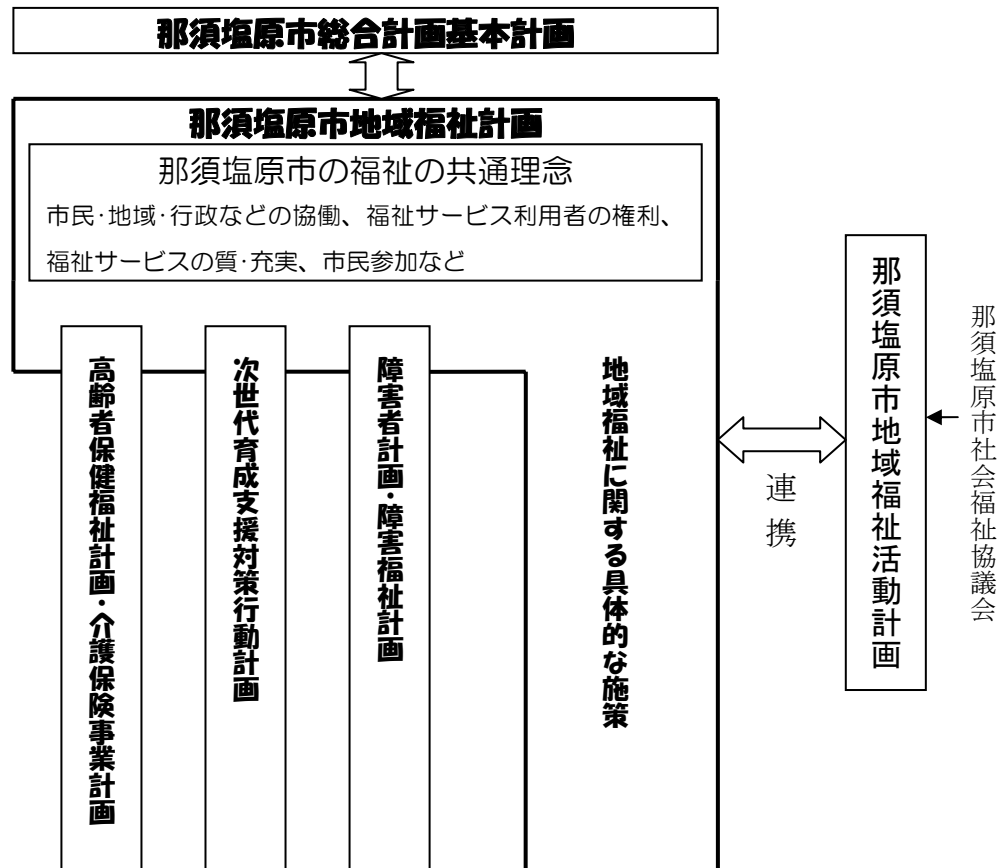
3. 地域福祉活動の担い手となる人材の育成

- ①ボランティアの充実
- ②福祉教育の推進

(2) 個別計画との関係

本計画では、地域福祉を推進するうえでの基本理念を定め、「那須塩原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画」及び「那須塩原市障害者計画・障害福祉計画」の福祉計画をはじめとする本市が策定する諸計画と地域福祉を推進するうえでの基本理念の共有化を図ります。そして、諸計画との整合性と連携を保ちながら計画を推進します。

地域福祉計画の位置づけ



(3) 那須塩原市地域福祉活動計画との関係

那須塩原市地域福祉活動計画は、那須塩原市社会福祉協議会で策定する計画です。

社会福祉法において、社会福祉協議会は地域福祉を推進する中心的な福祉団体として位置づけられており、社会福祉活動計画の策定についても規定されています。

地域福祉活動計画の策定に当たっては、地域福祉計画の内容の共有や、相互に支援する施策を盛り込むなどの密接な連携を図ることが必要となります。

6. 那須塩原市地域福祉計画の実施期間

本計画の期間については、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

なお、他の関連する計画との整合を図りながら計画期間中の成果を踏まえたうえで必要な見直しを行います。

〈関連計画の状況〉

区 分	年 度														
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
総合計画基本計画(前期)				→											
総合計画基本計画(後期)									→						
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画			→	→				→							
次世代育成支援対策行動計画 (前期)		→	→												
次世代育成支援対策行動計画 (後期)							→								
障害者計画			→	→											
障害福祉計画			→	→											
地域福祉計画				→											

第2章 本市の状況

1. 人口の状況

(1) 人口の推移

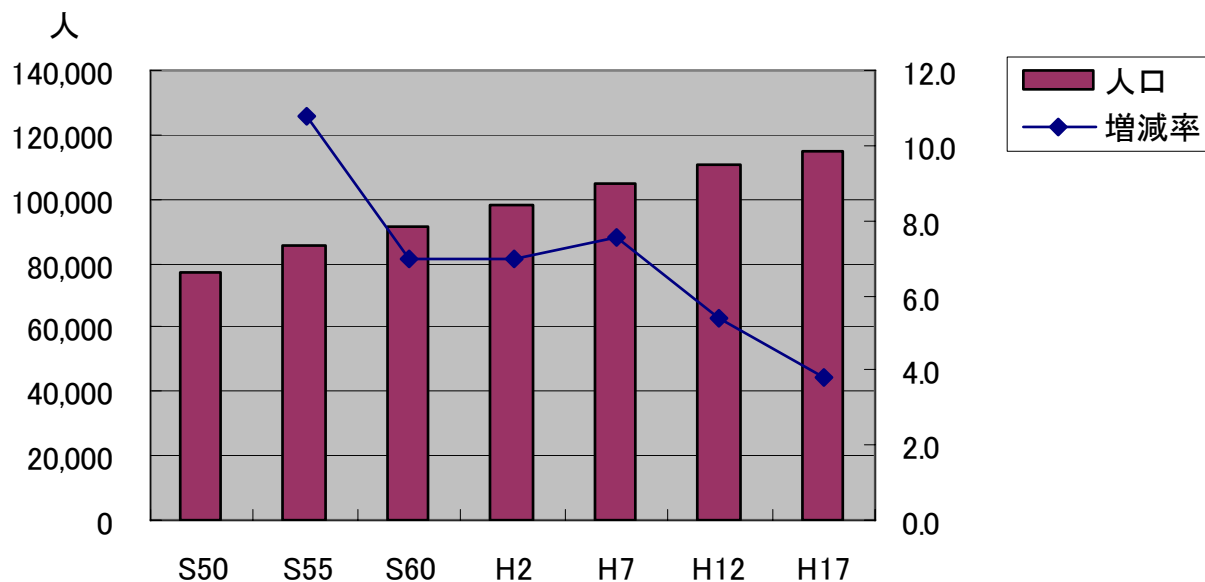
本市の人口は、昭和50年からの30年間で3万8千人増加し、平成17年には115,032人となりましたが、ここ10年間の伸びは鈍化傾向にあり、昭和50年から昭和55年までの間は10%を超える増加でしたが、平成12年から平成17年までの間では4%の増加となっています。

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
人口	77,121	85,436	91,376	97,771	105,127	110,828	115,032
増減率		10.8	7.0	7.0	7.5	5.4	3.8

単位:人、%

(資料:国勢調査)

人口の推移と増減率



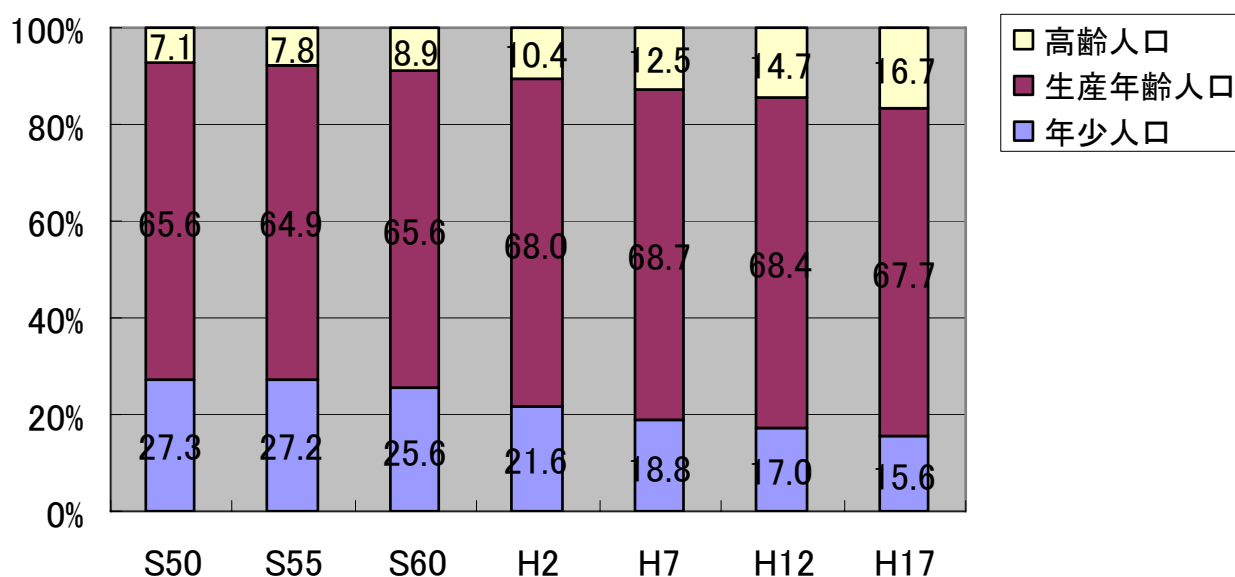
(2) 年齢別人口構成の推移

年少(0～14歳)、生産年齢(15～64歳)、高齢(65歳以上)の年齢別人口の推移では、昭和60年までは25%台であった年少人口が平成17年には15%台となり、昭和60年までは10%未満であった高齢人口の比率が増加し、平成17年には年少人口を逆転するなど、高齢化が顕著に進行しています。

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
年少人口	27.3	27.2	25.6	21.6	18.8	17.0	15.6
生産年齢人口	65.6	64.9	65.6	68.0	68.7	68.4	67.7
高齢人口	7.1	7.8	8.9	10.4	12.5	14.7	16.7

単位: %
(資料: 国勢調査)

年齢階層別人口比率

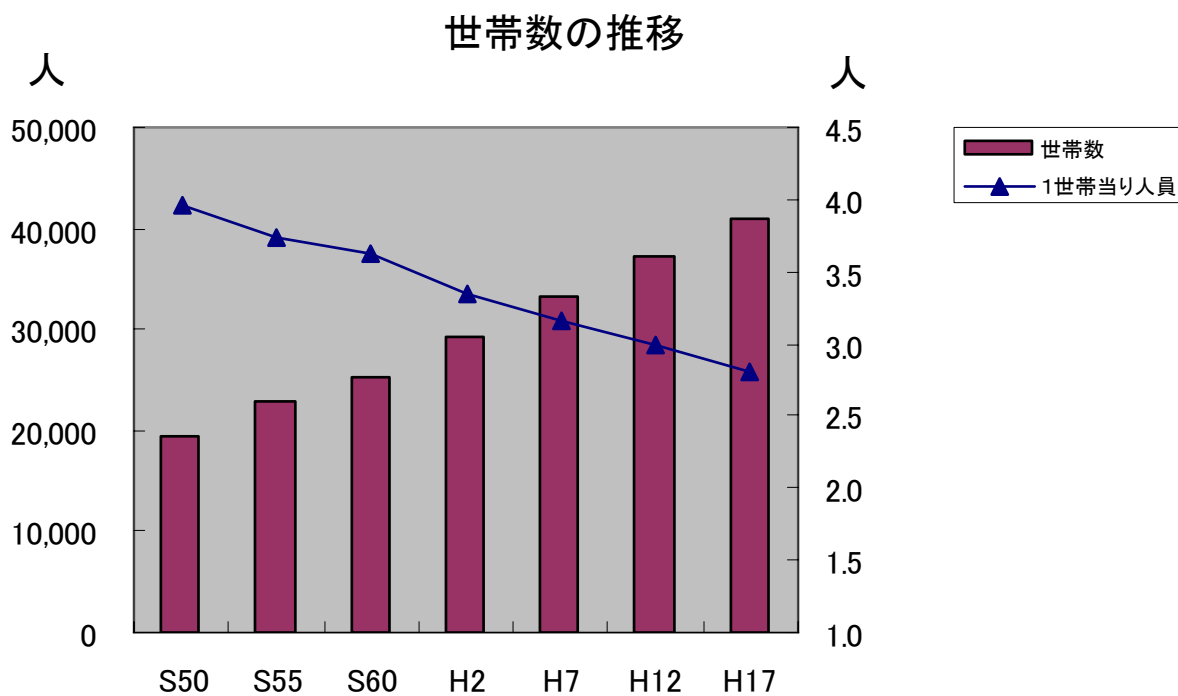


(3) 世帯の推移

人口同様に世帯数も増加しています。1世帯あたりの平均人員は、昭和50年の4人が平成17年には3人をきる状況にあり、世帯の小規模化、核家族化が急速に進行しています。

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
世帯数	19,442	22,868	25,212	29,180	33,257	37,124	40,917
1世帯当り人員	4.0	3.7	3.6	3.4	3.2	3.0	2.8

(資料:国勢調査)



2 福祉関連の状況

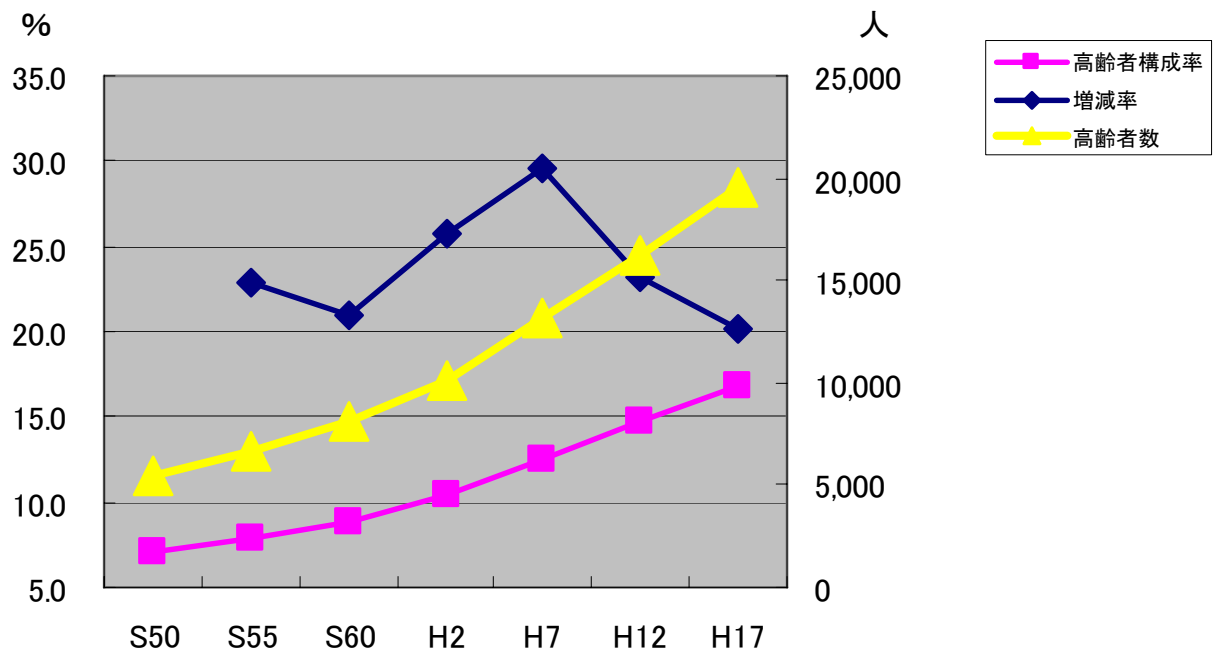
(1) 高齢者の推移

「2. 年齢別人口構成の推移」の推移でも高齢化の進展について確認できるのですが、高齢化について増減率で見ると、平成2年から平成7年までの間は30%弱の増加がありました。平成12年から平成17年までの間では20%強の増加と増減率ベースでは落ち込んできているものの、実数ベースでは約3千人増の状況であります。

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
高齢者数	5,445	6,689	8,090	10,169	13,184	16,250	19,523
高齢者構成率	7.1	7.8	8.9	10.4	12.5	14.7	16.7
増減率		22.8	20.9	25.7	29.6	23.3	20.1

(資料: 国勢調査)

高齢者の推移



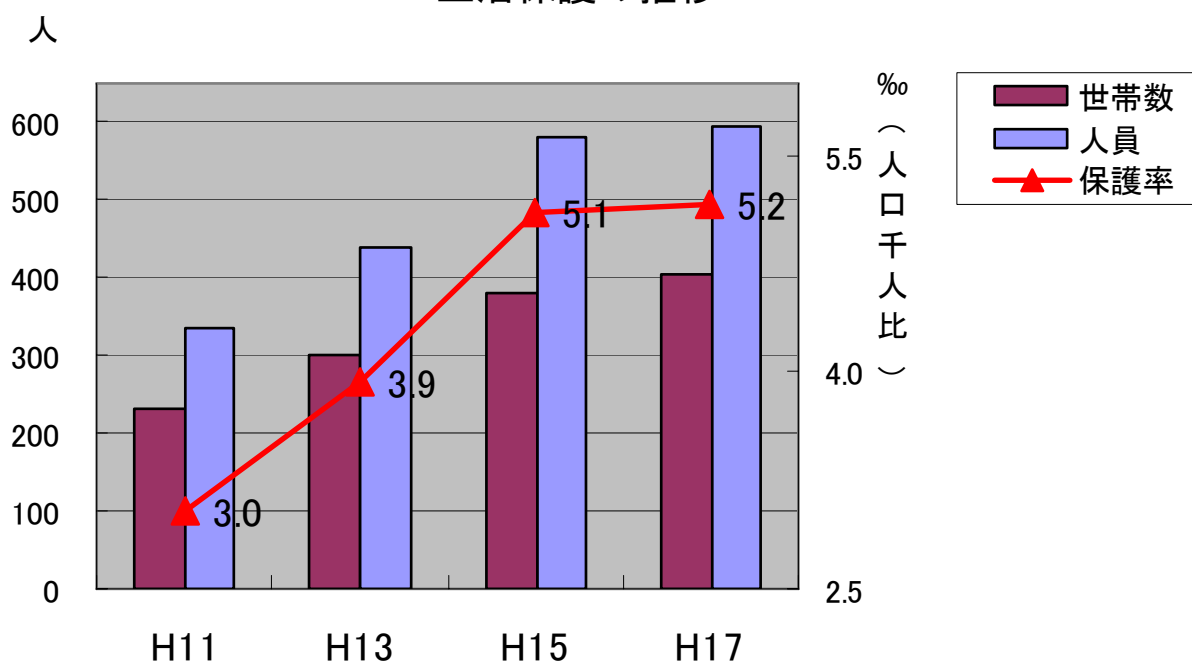
(2) 生活保護の推移

生活保護世帯数、受給者数(人員)とも大幅に増加し、保護率(人口千人比)においても平成11年に3人であったところ、平成15年には5人と急激な増加を示しています。ただし、平成15年以降についてはほぼ横ばいの状況にあります。

	単位:世帯、人、‰			
	H11	H13	H15	H17
世帯数	230	301	379	405
人員	336	440	582	594
保護率	3.0	3.9	5.1	5.2

(資料:福祉行政報告例)

生活保護の推移

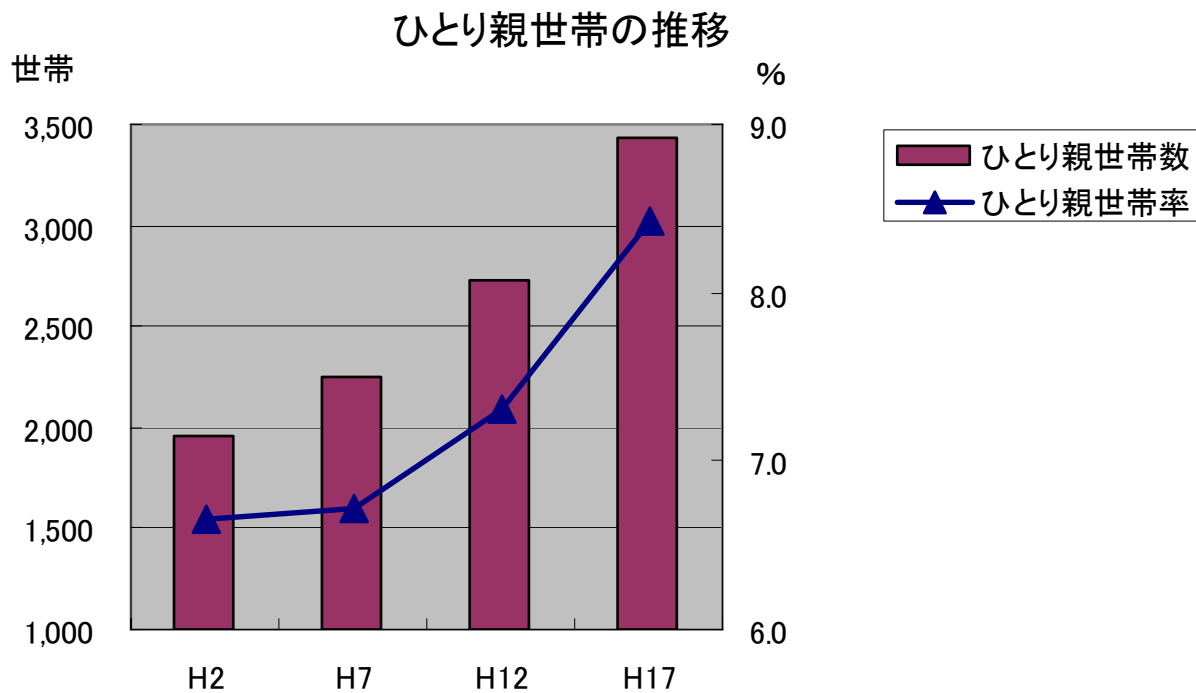


(3) ひとり親世帯の推移

生活保護同様に大幅な増加を示しています。ただし、生活保護が平成15年以降の増加が鈍化している状況にある中、ひとり親世帯は年々増加しており、平成17年度の総世帯に占めるひとり親世帯の割合は8.4%と平成2年の6.7%と比較して1.7ポイントも上昇しています。

	H2	H7	H12	H17
ひとり親世帯数	1,959	2,252	2,733	3,440
ひとり親世帯率	6.7	6.7	7.3	8.4

(資料:国勢調査)



(4) 身体障害者手帳交付状況の推移

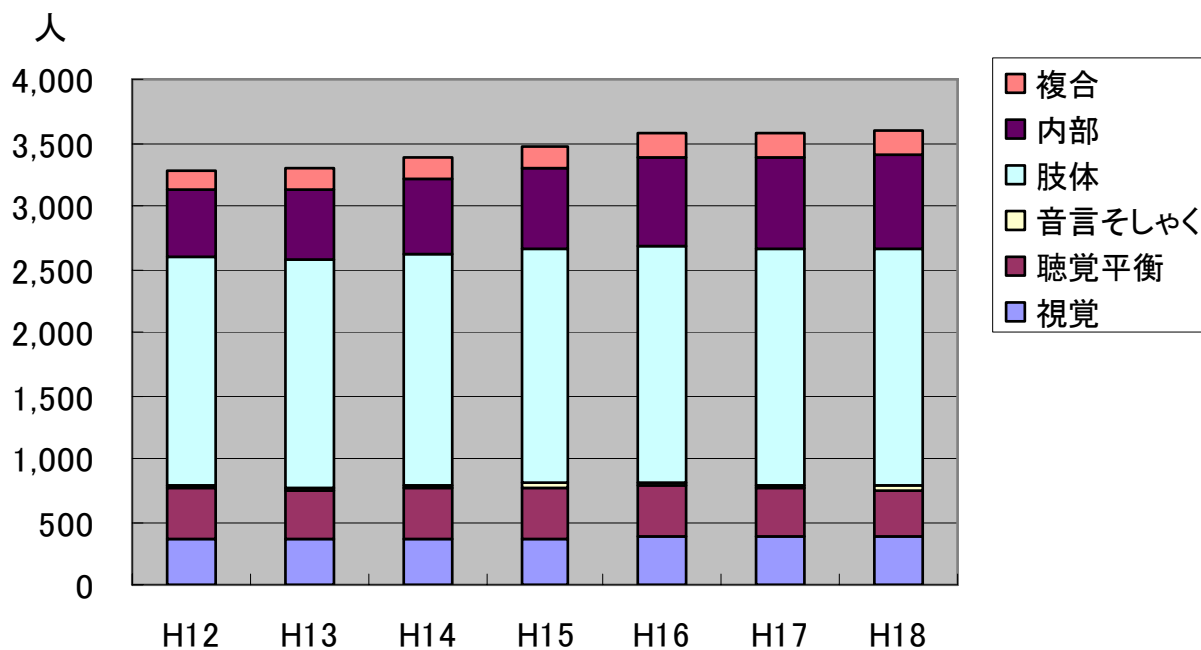
平成18年度4月1日現在で3,596人が身体障害者手帳の交付を受けている状況です。

①障害別交付状況

障害別	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
視覚	358	356	365	371	379	377	378
聴覚平衡	401	394	398	404	400	390	377
音言そしゃく	26	26	24	26	25	27	29
肢体	1,802	1,799	1,827	1,860	1,881	1,865	1,875
内部	531	547	595	637	698	728	750
複合	156	171	177	179	186	187	187
計	3,274	3,293	3,386	3,477	3,569	3,574	3,596

(資料:事業概要)

身体障害者手帳(障害別)交付状況

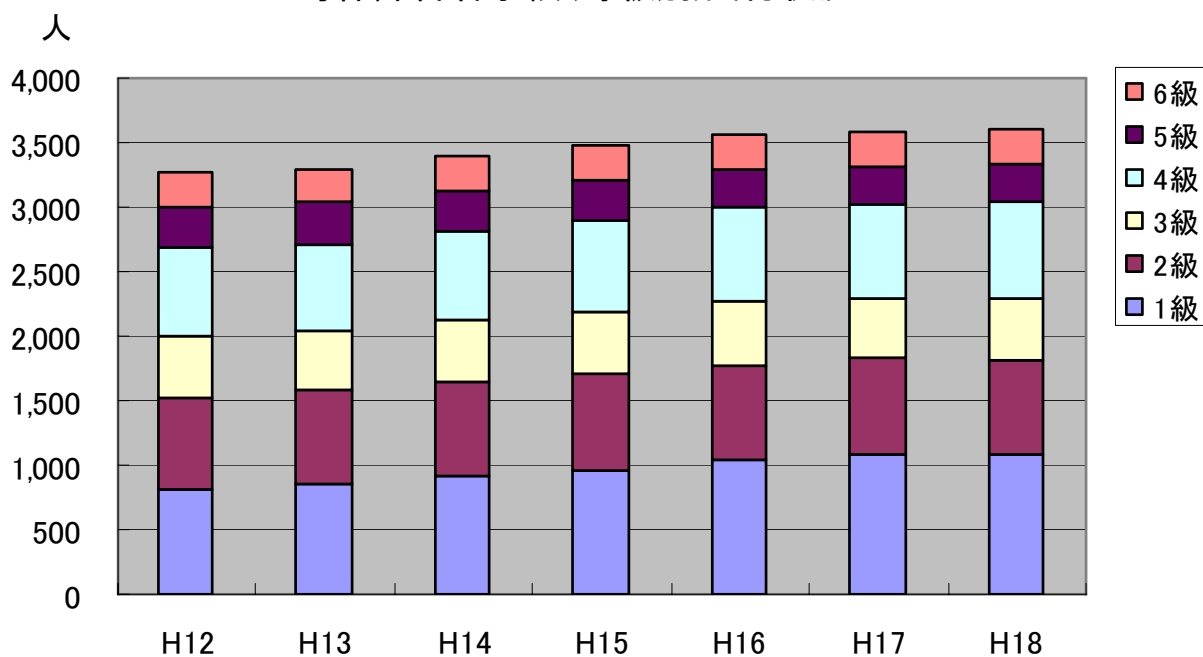


②等級別交付狀況

等級別	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
1級	821	852	919	962	1,036	1,073	1,085
2級	707	721	731	738	738	750	736
3級	472	470	472	481	487	474	472
4級	680	673	681	714	734	725	747
5級	322	317	317	310	306	294	295
6級	272	260	266	272	268	258	261
計	3,274	3,293	3,386	3,477	3,569	3,574	3,596

(資料:事業概要)

身体障害者手帳(等級別)交付狀況



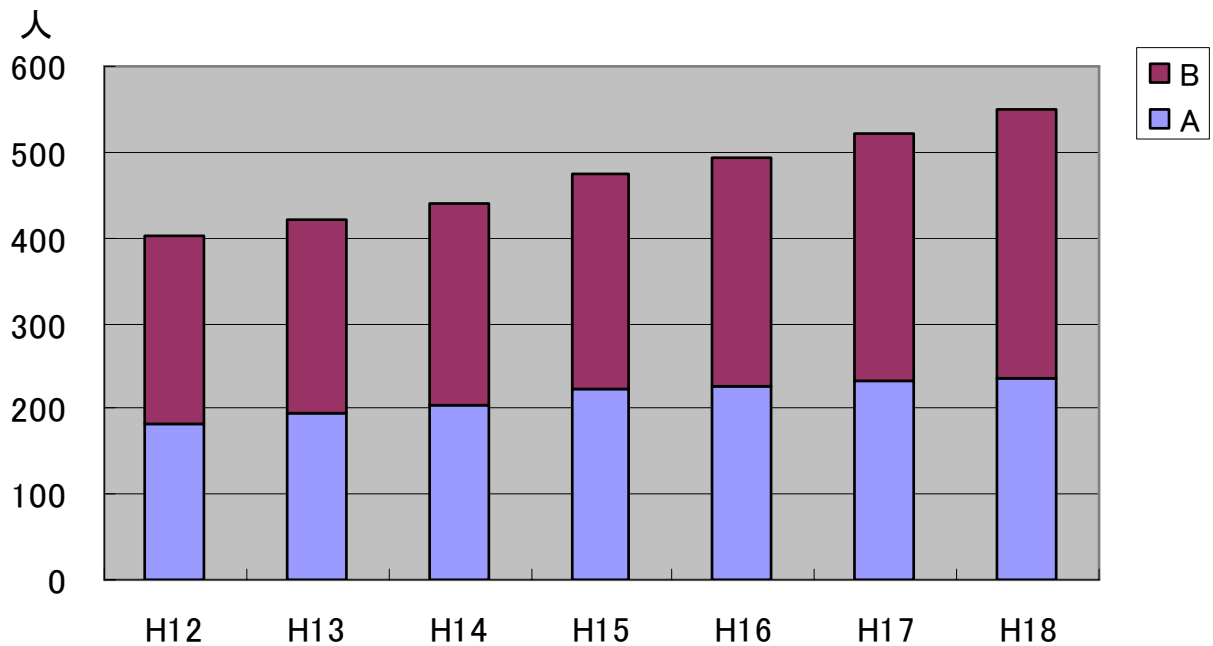
(5) 療育手帳交付状況の推移

平成18年度4月1日現在で549人が療育手帳の交付を受けている状況です。

	単位:人						
判定	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
A	183	195	203	222	226	232	235
B	219	226	237	252	266	290	314
計	402	421	440	474	492	522	549

(資料:事業概要)

療育手帳交付状況



第3章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

本計画は、子どもから高齢者まで、年齢や性別、障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域において、地域の支え合いにより安心して豊かな生活を送るために、地域に関わる市民や地域の団体・社会福祉の事業者などが、地域全体で福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合う地域社会を実現していくことをめざし、次の基本理念を掲げます。

地域福祉の推進のために、

「ともに助け合い支え合い心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして」

を基本理念とします。

2. 計画の基本目標

基本目標については、基本理念の達成に向けて、市民、地域、行政の協働により地域福祉の推進に取り組むため、地域における課題、法律で規定された地域福祉計画の中に盛り込むべき事項を考慮し、以下の3つの目標を掲げます。

基本目標1 支え合い助け合いの地域づくり

多様化する地域の課題や生活の課題を行政サービスだけで解決することは年々困難となっており、地域社会を構成する一人ひとりが、だれもが支援が必要な立場となる可能性があることを認識し、「お互いさま」という思いやりの気持ちをもって、ともに支え合い助け合う活動(共助)が求められています。共助を主体として要援護者の自立した生活を支援する地域社会を構築するために、地域の組織の活性化と連携強化を図り「支え合い助け合いの地域づくり」を推進します。

基本目標2 地域福祉を担う人づくり

福祉ニーズの高度化・多様化にこたえるため、質・量ともに満足度の高い福祉サービスを提供するには、それを担う福祉サービス事業者の育成に努めるとともに、地域社会においても、ボランティアの育成や市民の福祉活動への参加を促進する必要があります。地域福祉推進の機運を地域社会全体で醸成するために「地域福祉を担う人づくり」を推進します

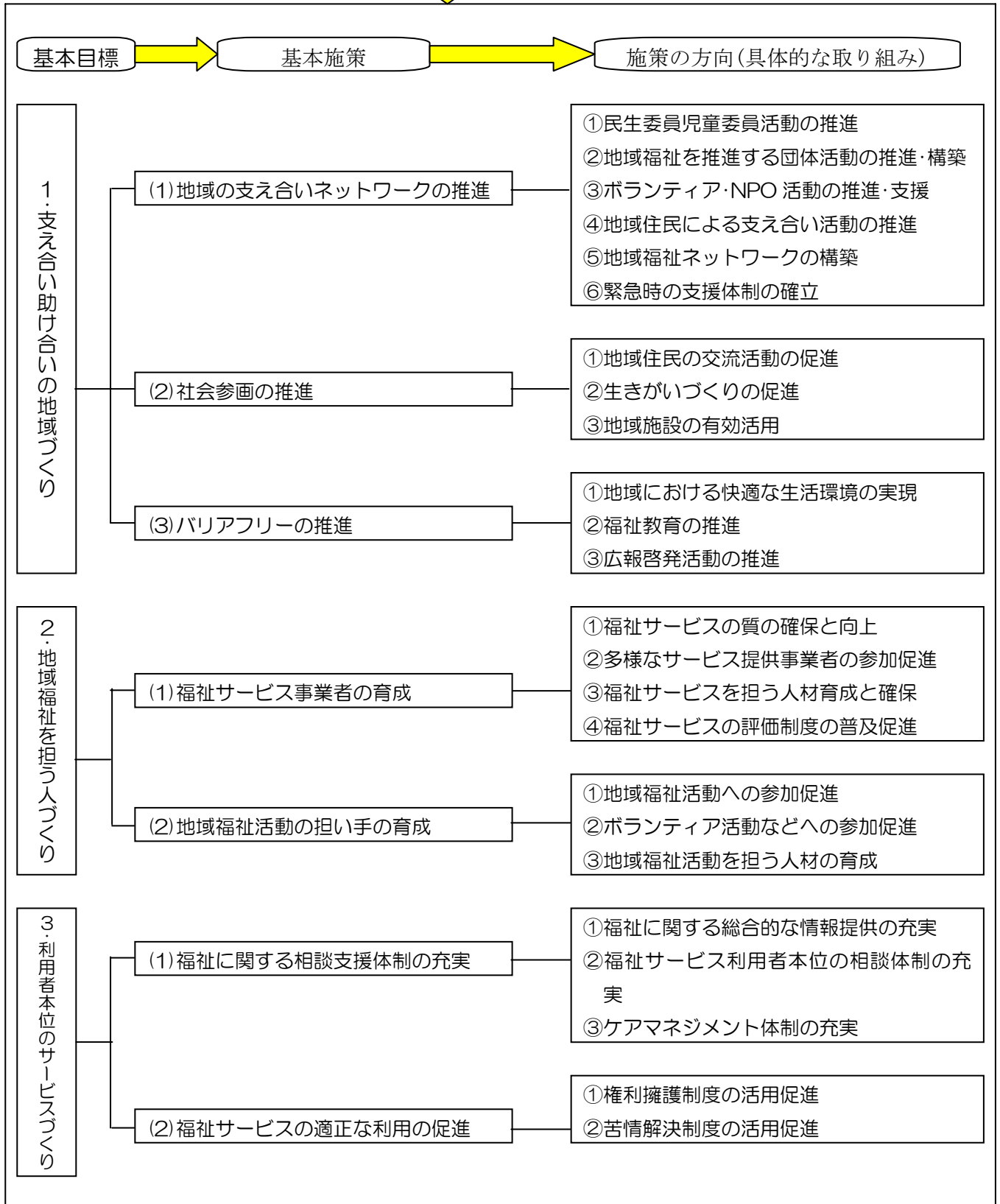
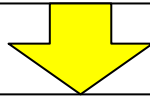
基本目標3 利用者本位のサービスづくり

だれもが家庭や地域の中で年齢や障害の有無にかかわらず、その人らしく安心して自立した生活を送るには、必要なときに適切な福祉サービスが利用できる環境の確保・整備を図ることはもとより、適時適切な情報提供や権利擁護の充実などが不可欠です。福祉サービス利用者が、安心・信頼して福祉サービスを利用できるよう「利用者本位のサービスづくり」を推進します。

3. 計画の施策体系

基本理念に基づいた施策の体系は次のとおりです。

基本理念 『ともに助け合い支え合い心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして』



第4章 施策の展開

基本目標1 支え合い助け合いの地域づくり

基本施策 (1)地域の支え合いネットワークの推進

〈現状と課題〉

少子高齢化や核家族化の進展などに伴い地域社会の中で住民同士の相互扶助機能の弱体化や社会的つながりの希薄化などの地域社会の変容により、住民同士の顔が見えにくくなり、高齢者や障害者、乳幼児の保育などで地域の支援を必要とする人が増加傾向にあります。

こうした状況のなかで、ともに地域を構成する一員として安心して地域生活を営んでいくには、公的な福祉サービスだけでは解決が困難であり、地域の中での交流やお互いの支え合い活動が必要です。様々な地域行事への参加を促進するなど地域住民同士の交流を深め、ともに支え合う地域づくりが求められています。

地域には、福祉に関連する活動を行うさまざまな団体があり、それぞれが目的を持って活動しています。これらの団体には、民生委員児童委員、自治会、地区社会福祉協議会のように地域に根ざした活動を行う団体や、ボランティア団体、NPO法人^{*}のように地域を越えた広い範囲で活動している団体があります。地域福祉を進めていくうえで、これらの活動が総合的につながりを持つことが必要であり、社会福祉施設、医療機関などの社会資源とネットワークを結び、地域の身近な問題を解決する仕組みづくりが求められています。

〈施策の方向〉

①民生委員児童委員活動の推進

地域の団体や社会福祉協議会、行政からの各種情報が市民へ円滑に提供できるように支援するとともに、地域福祉の推進のために中心的な役割を担う民生委員児童委員活動の充実に努めます。

市民の立場に立った身近な相談者として、ひとり暮らし高齢者の見守り活動や児童の健全育成などの活動を支援するとともに、市民の生活状況や家庭環境など、各世帯の実情に応じた福祉サービスの紹介・案内を行っていくためには、社会福祉制度の改正や新しい制度の導入など年々変化する福祉サービスについての幅広い知識が必要となることから、各種研修会や、民生委員児童委員相互の意見や情報の交換などを実施し、更なる資質向上に努めます。

②地域福祉を推進する団体活動の推進・構築

多様化する地域の課題に対し、自治会、地区社会福祉協議会などの自主的・主体的に取り組む地域福祉を推進する団体の活動は、地域福祉を推進するための土台となるものであるから、その構築や活動を支援するとともに、団体間の連携を図り地域づくりを推進します。

現在、自治会を始めとする様々な組織や団体が地域で活動しており、安心して暮らせる地域社会をめざすためには、これらの組織や団体の自主的活動を充実させるとともに、その先進的な取り組みを市内全域に拡大することにより、地域における福祉活動の向上に努めます。

③ボランティア・NPO 活動の推進・支援

ボランティアや NPO 法人などの活動への理解が得られるよう、市民に対し情報の提供や周知を図るとともに、市社会福祉協議会やボランティア連絡協議会と連携を図りながら、ボランティア等の活動の振興に努めます。

地域の中で地域住民の生活課題解決には、行政などの公的福祉サービスのほかにボランティアや

NPO法人などが行っている福祉サービスが必要不可欠なことから、ボランティアなどの活動を支援することで、地域住民へ提供する福祉サービスの充実を目指します。

④地域住民による支え合い活動の推進

地域における人と人のつながりが希薄化する中で、地域住民が主体的に世代間の交流に取り組みまちづくりを推進します。

近年の都市化、核家族化の進展に伴って地域における連帯感が薄れつつあることから、地域での支え合い活動などの充実を図るためには、地域福祉の基盤となる自治会等への参加促進を図ります。

また、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、見守り活動や交流事業などの地域の支え合い活動の促進を図ります。

行政、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体等への支援・助成にあたっては、一律な対応ではなく、地域住民が主体となった先進的な提案型の地域福祉活動や取り組みに対して積極的に行うことにより地域福祉の促進や地域の一体感の醸成を図ります。

⑤地域福祉ネットワークの構築

地域におけるさまざまな生活課題を総合的に解決するため、地域で活動している自治会、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員などの地域福祉を推進する団体と行政との協働と、福祉が必要な人たちに対して迅速で的確に対応できる体制の整備などが求められていることから、地域福祉ネットワークの構築を推進します。

地域で福祉活動を展開してきた自治会や、民生委員児童委員協議会を始めボランティア、NPO法人などの従来からの活動を尊重しながらそれぞれの地域にふさわしい連携強化を図ります。

一人暮らしの高齢者、障害者、児童などが安心して地域で生活を送ることができるよう、日常の安否確認や急病、災害時などに迅速かつ的確に対応する体制が求められていることから、地域での見守り体制と公的な福祉サービスを組み合わせた総合的な支援体制を目指します。

⑥緊急時の支援体制の確立

緊急時や災害時に備えるために、地域と地域福祉を推進する団体と行政が一体となった取り組みを推進します。

災害時に備えるための防災設備の充実や避難所の設置は、行政の役割となりますが、緊急の場合には行政がすべてに対応することは不可能であり、いざという時のために、家庭内の体制はもとより隣近所や地域内で相互に助け合える仕組みづくりが必要となります。このようなことから、となり近所の共助による迅速な初期対応が期待できる自主防災組織の結成を推進します。

また、近年ひとり暮らし高齢者の孤独死をはじめ、子どもが犠牲となる交通事故や凶悪犯罪が多発しており、地域全体でこうした危険から子どもや高齢者を守る体制づくりを推進します。

要援護者に関する情報を一元的に管理するために、災害時要援護者台帳(仮称)の整備に取り組みます。また、地域における要援護者に係る情報の整備を促進するため、個人情報に配慮したうえで、情報の適切な提供や必要な情報の共有化に努めます。

災害時要援護者状況を適時に把握するため、地域の団体等が連携して、要援護者を見守るためのネットワークの構築を推進します。

NPO法人※（NPOはNon Profit Organizationの略）

特定非営利活動促進法()に規定する法人で、不特定多数の利益を目的として社会のために活動を組織的に行っている市民活動団体等です。

基本施策 (2) 社会参画の推進

〈現状と課題〉

地域福祉を推進するうえで、市民の福祉活動への参加など社会参画の促進を図るためには、高齢者・障害者などが福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりや、地域施設の有効活用などが求められています。

また、平成19年ごろから団塊の世代の定年退職が始まり、高齢者層が急激に増加する中で、安心して健康で快適な日常生活が送れる地域社会が求められています。

〈施策の方向〉

①地域住民の交流活動の促進

地域のつながりが薄れてきた今日、お互いに助け合い支え合い、安心して住み続けられるような地域社会を実現するためにも、地域の中で暮らす高齢者や障害者、子どもから大人まで、すべての人が地域の構成員の一人として地域福祉活動への参加のきっかけづくりに取り組むとともに、地域での交流活動や交流の場づくりを支援します。

福祉サービス事業者は、地域福祉を推進するうえで専門的な役割を担うことから、福祉に関する専門的な人材や情報の提供、施設の地域開放の促進や地域における研修・勉強会などの開催に対し必要な支援を行うことにより、福祉サービス事業者と地域との交流を図ります。

②生きがいづくりの促進

核家族化や生活形態の多様化により地域内や世代間での交流が減少し、地域での連帯感・人間関係の希薄化が指摘されていますが、このような状況を改善するために、世代を超えた交流の機会や場の提供を支援することにより、地域における生きがいづくり活動の取り組みを促進します。

特に高齢者が生きがいを見出せるよう、地域の歴史や文化、遊びなどの伝承を通じて高齢者と地域住民との世代間交流を促進します。

③地域施設の有効活用

地域住民の自主的な活動を促進するために、特別養護老人ホーム、保育園、幼稚園、小中学校の余裕教室などを、地域福祉活動、社会参加の場の拠点として有効活用・利用できるよう支援します。

あわせて、空き店舗・空き家などの有効利用が可能な社会資源の情報を提供するとともに、地域住民の手による拠点づくりを支援します。

基本施策 (3)バリアフリー※の推進

〈現状と課題〉

「ハートビル法※」、「交通バリアフリー法※」などにより、道路、交通機関、多くの人々が利用する施設に対するバリアフリー化などの対応がより一層求められています。生活には利便性が要求されていますが、これらの利便性を年齢や障害の有無に関係なくすべての人々が共有できるよう推進する必要があります。

市民意識調査では、地域福祉を推進するために必要な施策として、「福祉教育の充実」が最も多くの回答(45.9%)が得られました。このことは、福祉に関する意識の改革や醸成のためには、子どもたちから福祉に関する教育や生涯学習の重要性を示しているといえます。

今後、市民が主体的に福祉活動へ参加していくためには、市民自らが福祉に対する理解を深め、市全体で地域の教育機関や団体などが連携して福祉教育を積極的に取り組んでいくことが必要です。

平成13年7月に学校教育法及び社会教育法が改正され、青少年の学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動の促進などが新たに規定されました。また、「総合的な学習の時間」の柱の一つとして、福祉教育が位置づけられ、地域との連携・交流を目指した取り組みの検討・実施が求められています。

また、同調査において、「広報啓発の充実」についても多く回答(19.8%)が得られました。このことは、市民が福祉サービスを選択・利用する際に、正確で信頼できる情報の入手の重要性を示しているといえます。

地域福祉を推進するための福祉に関するバリアフリー対策として、「生活環境のバリア」だけではなく、「心のバリア」と「情報のバリア」を取り除くための取り組みが求められています。

〈施策の方向〉

①地域における快適な生活環境の実現

建築物や道路での段差をはじめとして、私たちの周りにはさまざまな障壁がありますが、高齢者や障害者の視点に立って、「生活環境のバリアフリー」化を推進します。さらにより多く人が共通に安全で快適に利用できるユニバーサルデザイン※をまちづくりに取り入れ、すべての人が活動しやすい生活環境の整備を図ります。

②福祉教育の推進

児童・生徒の福祉への理解と関心を高めるため、家庭・地域・学校における福祉教育・学習活動の推進を図ります。また、生涯学習の観点からも福祉に関する情報の提供を図り、市民の地域福祉意識の醸成に努めます。

すべての人が住み慣れた地域でその人らしく安心して幸せに暮すために、ノーマライゼーション※の精神のもとに、高齢者、障害者、年齢、性別など分け隔てなく、すべての人の権利を尊重する共生社会を実現するために、「心のバリアフリー」の推進に努めます。

③広報啓発活動の推進

「情報のバリアフリー」として、市民や福祉サービス利用者が必要とする福祉サービスに関する情報の広報などへの掲載について、すぐに、わかりやすく提供できるように取り組むとともに、市民が必要なときに必要な福祉に関する情報を選んで得ることができるよう本市ホームページの充実を図ります。

行政や福祉施設などが行う福祉に関する情報提供のほか、地域で活動する自治会や地区社会福祉協議会、ボランティアなどの情報に関しても積極的に提供することにより、支援を必要とする人が

より多くの福祉サービスから必要な福祉サービスが選択できるようにするとともに、誰もが参加できる地域福祉活動の実現に向けて取り組みます。

バリアフリー※

障害のある人が社会生活をしていくうえで、物理的・精神的障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もとは、建築用語として、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味合いで使用されていましたが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

ハートビル法※ 〔法律名「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築促進に関する法律」（平成6年9月施行）〕

この法律は、病院、劇場、集会場、デパート、ホテルなどの不特定多数の人が利用する公共的性格の強い建築物に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための建築的基準を定めたものです。

交通バリアフリー法※ 〔法律名「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年5月施行）〕

この法律は、鉄道、バス、航空などの公共交通業者に対して、エレベーターやエスカレーターを設置や誘導、警告ブロックの敷設、障害者用トイレの設置などを義務付けたものです。

ユニバーサルデザイン※

バリアフリーが障害のある人が安心して暮らすために障壁（バリア）を除去するという考え方に対し、ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、だれもが利用しやすい空間づくりや商品のデザインなどを初めから取り入れておこうとする考え方です。

ノーマライゼーション※

障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人間が普通に生活を送るため、ともに生活し、行動できる社会が本来あるべき姿であるという考え方を意味します。

基本目標2 地域福祉を担う人づくり

基本施策 (1)福祉サービス事業者の育成

〈現状と課題〉

これまでの福祉サービスは、行政や社会福祉法人が主体となって提供されてきましたが、社会福祉基礎構造改革による介護保険制度や支援費制度の導入を契機として福祉サービス事業者や NPO 法人など多様な福祉サービス提供主体の参入が可能となりました。これらの参入により、福祉サービスの質的向上やサービス利用者の選択の幅が広がることから、多様なサービス提供主体の参入を促進するとともに、その運営が適正に行われるよう指導監査等の実施が求められています。

また、要援護者が住みなれた家庭や地域で充実した生活を送るためには、福祉ニーズに対応したきめ細やかな福祉サービスの提供が求められており、そのためには福祉サービス事業者や福祉サービスを担う人材を確保・育成する必要があります。

ライフスタイルや価値観の多様化により、高度化・複雑化した市民の福祉ニーズを満たすことができるよう、質の高い福祉サービスの確保とともに、地域密着型サービスから専門性の高いサービスまで多様な福祉サービスの提供が求められています。

福祉サービス利用を予定している市民が、福祉サービス事業者をより客観的に選択しやすくするために、福祉サービス提供主体自らの評価情報（自己評価）の積極的な公開や、福祉サービス提供主体及び利用者以外の第三者機関が評価（第三者評価）した結果の公開などにより資的向上に向けた評価事業の取り組みを推進する必要があります。

〈施策の方向〉

①福祉サービスの質の確保と向上

介護保険制度等の導入に伴い、福祉サービス利用者の状況に応じて福祉サービスを柔軟に選択できる仕組みへと変わりました。福祉サービスの健全な発展のために、福祉サービス事業者とさまざまな関係機関との連携や協力体制の構築を支援するとともに、福祉サービス利用者に向けての福祉サービス内容の適切な情報提供や、福祉サービス事業者に向けてのニーズ情報の提供などの支援や、福祉サービス事業者が良質な福祉サービスを提供する取り組みが進められるよう環境整備に取り組みます。

②多様なサービス提供事業者の参加促進

福祉サービスの質的向上や福祉サービス利用者の選択の幅を広げるため、多様なサービス提供主体の参入を促進するとともに、指導監査等の実施によりその事業の健全な運営の確保を図ります。

③福祉サービスを担う人材育成と確保

福祉サービス利用者の安心と信頼を得られるよう、福祉サービス提供主体は福祉サービスの質の向上を目指し、福祉サービス提供主体自らが人材育成や技術力向上のための研修などをより積極的に取り組めるよう、必要な支援を行っていきます。

福祉サービス利用者の支援にあたる福祉に関する有資格者、福祉関連業務従事者について、知識や技術の専門化、高度化に対応できるように研修の機会を充実し資質の向上に努めます。

④福祉サービスの評価制度の普及促進

介護保険制度をはじめ福祉サービスの多くが福祉サービス事業者と福祉サービス利用者が対等な立場で契約する制度になりましたが、こうした中、従来のような福祉サービスの質を法律で定めた

最低基準に達しているかどうかをチェックという行政による指導監査体制だけでなく、福祉サービス利用者が求めている福祉サービスを提供できているかということについて、第三者が福祉サービスの評価を行うことは大きな意味があります。

第三者評価事業は、すでに認知症高齢者グループホーム[※]においては、国により第三者評価が義務化され、本市においても実施されているところです。

第三者評価事業は、福祉サービスを福祉サービス事業者及び福祉サービス利用者（当事者）以外の第三者が評価することにより、福祉サービス事業者が自己の事業運営における具体的な問題を客観的に把握し、サービスの質の向上を図るための制度です。また、その結果は公表されることにより、福祉サービス利用者の適切な福祉サービスの選択にもつながります。

こうしたことから、介護保険のサービス事業者はもとより、障害者福祉サービス事業者、保育園などの児童福祉施設においても、第三者による評価事業への取り組みを働きかけていきます。

認知症高齢者グループホーム[※]

介護保険制度のサービスの一つ「認知症対応型(介護予防認知症対応型)共同生活介護」の通称で、認知症高齢者が共同で生活できる場で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられるサービスです。

基本施策 (2) 地域福祉活動の担い手の育成

〈現状と課題〉

地域住民は、福祉サービスの利用者であると同時に地域福祉の担い手でもあります。地域福祉は地域住民の参加を前提としており、地域住民がお互いに支え合う地域社会の仕組みづくりが求められていることから、地域住民が、地域における福祉活動、ボランティア活動、福祉サービスなどの担い手となるきっかけづくりが求められています。

併せて、その活動の中核を担う人材の確保・育成することは重要な課題となっています。

〈施策の方向〉

①地域福祉活動への参加促進

広報や各種イベントなどを通じて、地域住民の地域福祉活動への参加を呼びかけ、地域福祉意識の醸成を図ります。また、地域の支え合い活動の周知などを通して、地域住民の地域福祉活動への参加のきっかけづくりを支援します。

②ボランティア活動などへの参加促進

市社会福祉協議会と協力して、ボランティア活動の啓発と参加促進に取り組むとともに、ボランティア体験講座やボランティアに関する研修を実施し、ボランティア活動に対する理解と意識の醸成を図り、積極的な地域活動への参加を推進します。

また、学校などでのボランティア活動を通して、子どもたちのボランティアに対する関心を高めるとともに、生涯学習の中でもボランティア教育を充実させます。

③地域福祉活動を担う人材の育成

今まで積み上げてきた経験や実績を継承するとともに、新たな取り組みを積極的に手がけることができるよう、地域福祉活動を担う人材育成を図るとともに、若い世代や退職後の世代などの人が参加しやすい体制づくりを進めます。

特に高齢社会を迎え、これからますます増加していく高齢者を、福祉の受け手としてとらえるのではなく、知恵と経験を持った活動を担う人材として、これからの地域づくりや地域福祉活動に活躍してもらえるような環境の整備に努めます。

基本目標3 利用者本位のサービスづくり

基本施策 (1)福祉に関する相談支援体制の充実

〈現状と課題〉

市民意識調査では、地域福祉を推進するために必要な施策として、最も多く回答(45.9%)を得たものが「福祉教育の充実」と併せて「相談窓口の充実」でした。

今日の福祉サービス利用制度は、契約により福祉サービス利用者と福祉サービス事業者が対等の立場に立つことが前提となっています。福祉サービス利用者は、自分の生活ニーズに合った福祉サービスを自ら選択することが必要ですが、福祉サービス内容などが福祉サービス利用者やその家族などに十分に伝わっているとは限りません。このようなことから、身近な地域の中で、市民が気軽に保健や福祉に関する相談をすることができるよう、総合的な相談体制の充実を図ることが求められています。

〈施策の方向〉

①福祉に関する総合的な情報提供の充実

市民に利用しやすい行政の窓口のあり方の検討を行ない、総合的な情報提供機関としての窓口のさらなる充実・強化を図ります。

縦割りになりがちな行政の窓口と福祉サービス提供機関相互の連携と協働を強化し、窓口対応から福祉サービス提供までの流れを総合化、迅速化していくよう努めます。

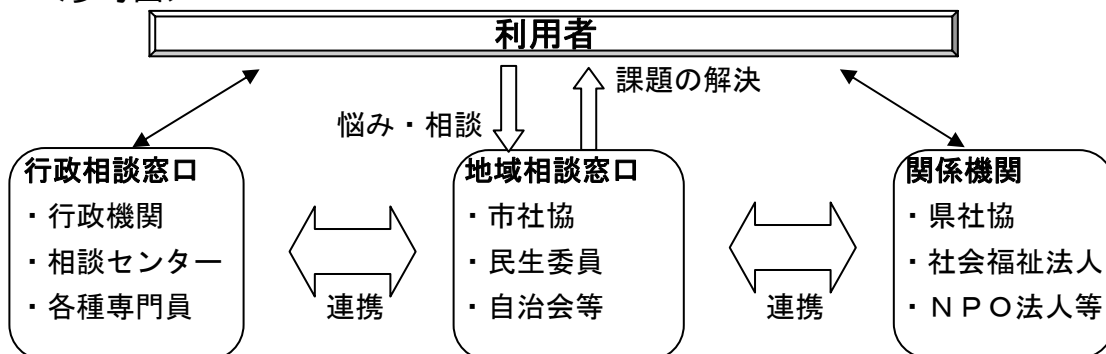
だれもが必要なときに必要とする情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報の提供を行います。また、高齢者や障害者、子育て世代はもとより、潜在的な福祉サービス利用者にも配慮し、適切な情報提供に努めます。

②福祉サービス利用者本位の相談体制の充実

福祉サービス利用者本位の相談が機能するために、福祉サービスを必要とする人が安心して多様な福祉サービスの中から必要な福祉サービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスに関する利用相談、苦情、権利侵害の相談などができる総合的な相談体制や関係機関の連携などの仕組みづくりを進めます。また、福祉サービス利用者を尊重した福祉サービス提供の実現と福祉サービスの質の確保に努めます。

個人情報に配慮したうえで、過去の相談の履歴や、提供した福祉サービス内容など、行政や関係機関などが把握している情報の集約化・標準化等を通じて、様々な相談やサービス提供に対応できるように努めます。

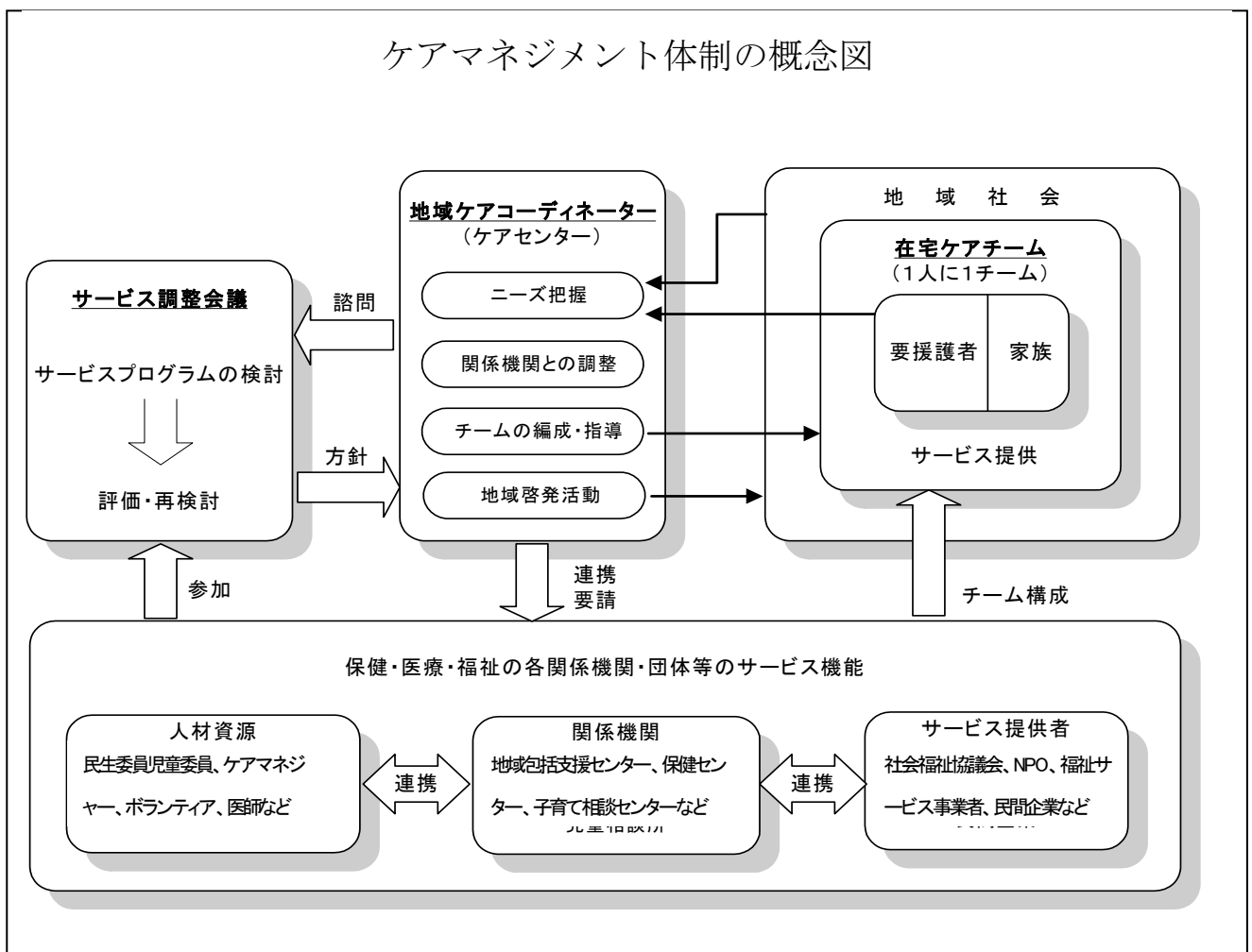
〈参考図〉



③ケアマネジメント体制の充実

地域包括支援センターや在宅介護支援センター、保健センター、子育て相談センターなどの機能充実を図るとともに、保健・医療・福祉分野のサービス関係者が連携を強化し、サービス利用者の希望に添ったサービスが総合的かつ円滑に提供されるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。

介護保険制度によるケアマネジメントシステムに、障害のある人をはじめ、さまざまな生活課題を抱えた地域住民に対する相談、支援を含めた総合的なケアマネジメントシステムの構築に努めます。



基本施策 (2)福祉サービスの適正な利用の促進

現状と課題

市民ニーズも個性化・多様化する中で、福祉サービス利用者の利益の保護と、総合的な権利擁護制度が利用できる仕組みづくりが求められています。

〈施策の方向〉

①権利擁護制度の活用促進

福祉サービスの提供が措置から契約へ移り変わり、福祉サービス利用者自身が自らの判断で自分にあった福祉サービスを選択できるようになりました。しかし同時に、判断能力の十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者にとっては、適切な福祉サービスを選択し、利用することが難しくなることから、このような人々も安心して福祉サービスの提供が受けられるような方策の活用を進めます。

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業により、支援を必要としている人が、福祉サービス事業者と対等な立場で福祉サービスが選択でき、その権利が十分擁護されるよう、民生委員児童委員などの福祉関係者への周知を図り、制度の普及に努めます。

〈参考〉

成年後見制度、地域福祉権利擁護事業とは、

従来は禁治産準禁治産制度に代わり、平成12年4月から成年後見制度が実施されています。成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度の二つに分かれています。

法定後見制度は、判断能力が十分でない人に代わって不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所などの身上監護についての契約や財産分割などの法律行為を行ったり、その人が法律行為を取り消すなどの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等に与え本人の生活状況等に応じた保護や支援を行う制度です。

任意後見制度は、判断能力が低下した場合に備えて、本院が任意後見人との間で、保護してもらう内容をあらかじめ契約しておき、判断能力が低下した後、契約内容に応じて保護が開始される制度です。

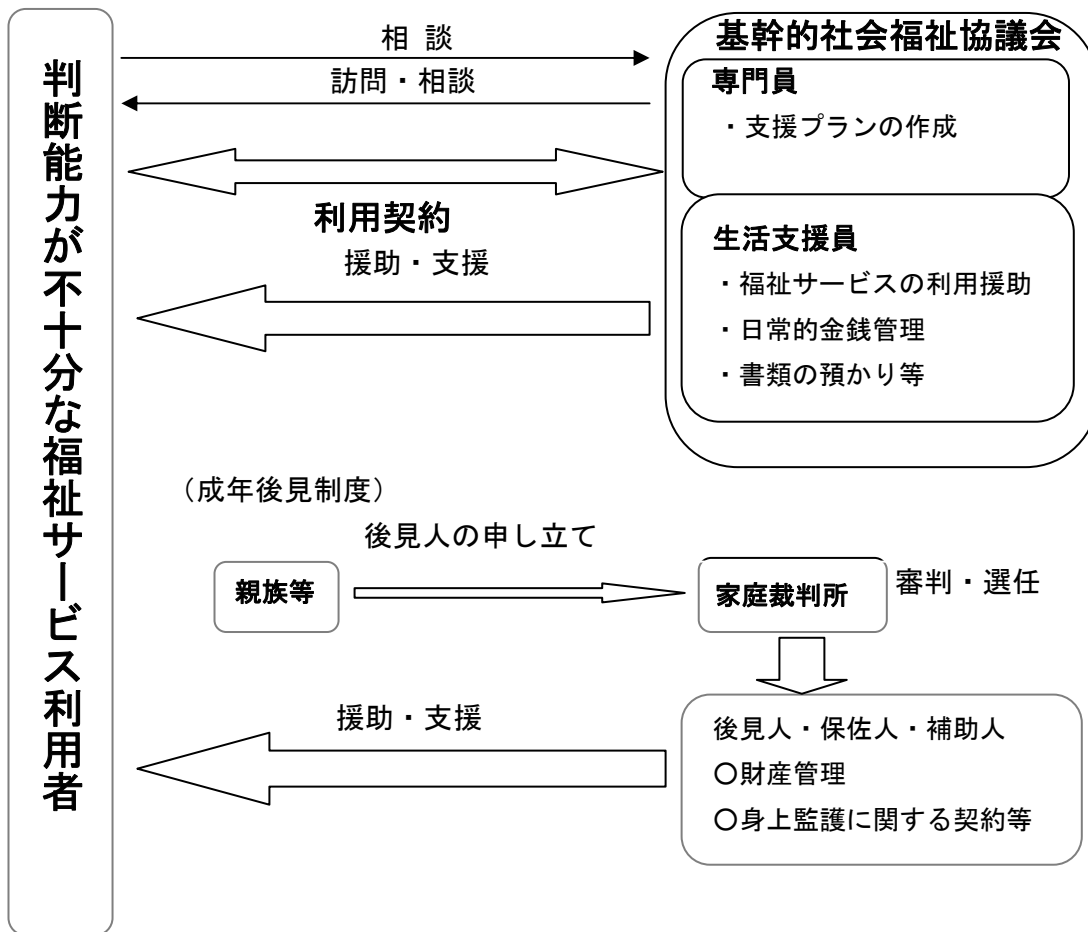
この改正により比較的軽度な人も制度を利用できるようになったことをはじめ、各人の多様な判断能力及び保護の必要性に応じた措置が可能となりました。

また、平成11年10月から地域福祉権利擁護事業が開始されました。地域福祉権利擁護事業とは、福祉サービスの利用に関する援助、預貯金の出し入れや日常生活費の管理など幅広い援助を行うものです。成年後見制度と大きく異なるのは、利用するサービスやお金の使い道などを利用者本人が決定することを前提に、それを側面から援助することが地域福祉権利擁護事業の役割であることです。

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業は相互に補い合う関係にあるといえます。例えば成年後見制度利用者は、後見人と社会福祉協議会が契約することで地域福祉権利擁護事業を利用でき、成年後見人が財産管理や重要な契約を行い、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理を行うというような手厚い支援体制を作ることにも可能になります。

本市では、市社会福祉協議会が窓口となり、地域福祉権利擁護事業を取り組んでいます。

地域福祉権利擁護事業等の流れ

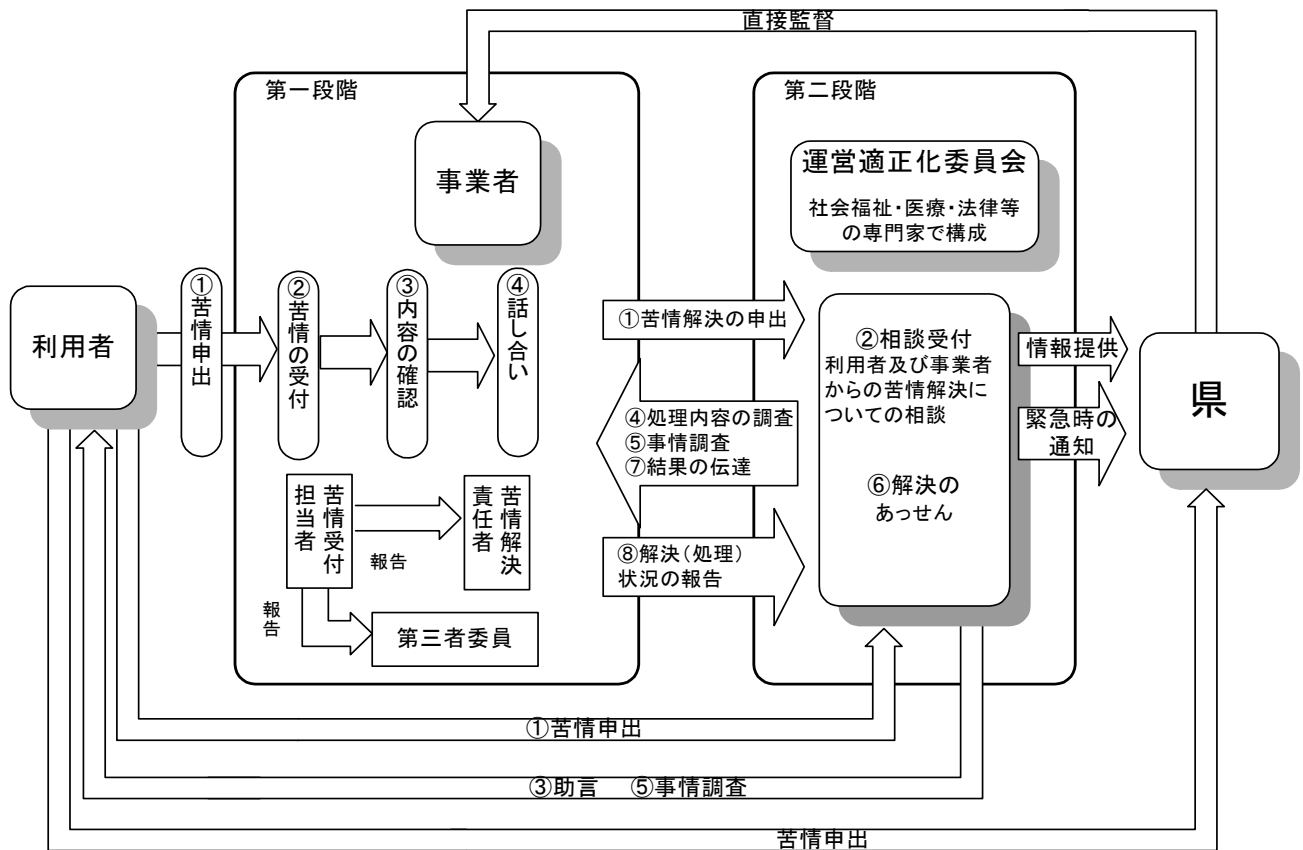


②苦情解決制度の活用促進

福祉サービス利用者が福祉サービスの利用において問題が生じた場合に、福祉サービス事業者との関係で弱い立場に立つことがないように、対等の立場で苦情・要望が言える環境整備と、公正な苦情解決への対応に務めます。

福祉サービス事業者が提供する福祉サービスに対し福祉サービス利用者からの苦情に適切な解決を図るための苦情受付担当者や苦情解決責任者の設置について指導支援するとともに、中立・公正な立場の第三者委員の設置などの苦情解決制度についての周知を図ります。

<福祉サービスに関する苦情処理のしくみ>



第5章 計画の推進に向けて

1. 協働による計画の推進

(1) 地域住民への意識啓発と情報共有

地域住民と行政の協働による地域福祉を推進するためには、地域住民と行政の情報を共有し、より相互の関係強化と理解を深める必要があります。そのためには、地域福祉に関する情報を市の広報やホームページなどの多様な媒体を活用し、広く地域住民に周知し、意識の啓発や地域福祉活動への参画を図ります。また、行政は地域福祉の充実に関わるさまざまな意見の収集に努めるなど、地域住民との情報の交流を推進します。

(2) 新たな取り組みへの支援

地域福祉を推進する団体、福祉サービス事業者、ボランティアなどの地域での主体的な活動の活性化を促進するため、地域福祉活動に関する新たな取り組みを積極的に支援します。

(3) 福祉関係団体との連携

計画の実現に向けて、これまで地域福祉を推進してきた社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、自治会などの福祉関係団体との情報交流を図るとともに、連携した取り組みを進めます。

2. 関係機関における計画推進体制の充実

(1) 関係機関の連携強化

地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するための指針となるため、行政の関係機関による横断的な連携や調整機能を強化する必要があります。このため、関係機関による地域福祉に係る情報の共有を図り、総合的推進体制を充実します。また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な福祉団体として位置づけられていることから、行政と社会福祉協議会との間においても地域福祉に係る情報の共有を図り、地域福祉の推進に向けて、よりいっそうの連携強化を進めます。

(2) 個別計画への反映

行政が策定した各個別計画に示されている地域福祉に関する施策・事業については、地域福祉計画との整合性を図りながら推進するとともに、今後の各個別計画の見直し時において、地域福祉計画の内容を反映させます。

3. 計画の評価と見直し

(1) 進捗状況の確認

地域福祉計画の進捗状況は、行政評価における事務事業評価等の結果を活用し、毎年度確認します。

(2) 計画の見直し

次回の地域福祉計画の見直しについては、いっそうの地域組織や市民などの意見を反映するとともに、進捗状況の確認及び評価を行い、より地域における福祉に関する活動の着実な実現に向けて検討します。